

令和4年3月25日
中部地方整備局

公契約関係競売等妨害に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名 : 株式会社カワノ
及び住所 : 富山県富山市牛島本町2丁目3番23号
- 指名停止措置期間 : 令和4年3月25日から令和4年5月24日まで(2ヵ月)
- 指名停止措置の範囲 : 中部地方整備局管内
- 事 実 概 要
(株)カワノの取締役は、石川県能美市が発注した災害用備品購入の複数の一般競争入札及び随意契約に関し、同市職員と非公表の情報を共有するなど共謀し、公正な入札を妨害したとして、令和4年2月18日、公契約関係競売等妨害容疑の疑いで石川県警に逮捕された。
- 指名停止措置理由
有資格業者である(株)カワノの取締役が公契約関係競売等妨害容疑で逮捕されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等措置要領別表第2第8号口」に該当する。
よって、本件の指名停止期間は、2ヵ月とする。

<指名停止措置要領 別表第2>

措 置 要 件	期 間
(公契約関係競売等妨害又は談合) 8 次のイ又は口に掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人(使用人においてはイに掲げる場合に限る。)が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第12号に掲げる場合を除く。) イ 当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員 口 当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員	逮捕又は公訴を知った日から 2ヵ月以上12ヵ月以内 1ヵ月以上12ヵ月以内

配布先 中部地方整備局記者クラブ

○ 問い合わせ先 総務部 契約課長 山下 重徳
建設専門官 田川 慎二 電話番号(052)953-8138